

社会福祉法人 比内ふくし会 定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 介護保険法に基づく通所介護事業及び第1号通所事業の経営

(ロ) 老人短期入所事業の経営

(ハ) 認知症対応型共同生活介護事業の経営

(ニ) 介護保険法に基づく訪問介護事業及び第1号訪問事業の経営

(ホ) 障害福祉サービス事業の経営

(ヘ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人比内ふくし会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を秋田県大館市比内町新館字真館21番地6に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員2名の合計4名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることにならない。

(評議員の任期)

- 第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の後任として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が35万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができるものとする。

第 3 章 評 議 員 会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招 集）

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決 議）

第14条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第15条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 4 章 役員 及び 職員

(役員の数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上
 - (2) 監事 2名以上
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
 - 3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とし、2名以内を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 常務理事及び業務執行理事の選任にあたっては、定款第24条第2項に定める施設長等の職にあり、理事に就任した者の中から選定するものとする。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事を置いた場合、常務理事は、理事長の業務執行を補佐するとともに、社会福祉法第45条の16第2項の業務執行理事としての業務を理事会において別に定めるところにより分担執行する。

また、業務執行理事を置いた場合には、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 4 理事長及び常務理事、業務執行理事は、毎会計年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第24条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は理事会において、選任及び解任する。
 - 3 施設長等以外の職員は理事長が任免する。

第 5 章 運 営 協 議 会

(運営協議会の設置)

- 第25条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

- 第26条 運営協議会の委員は10名とする。

(運営協議会の委員の選任)

- 第27条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。
- (1) 地域の代表者
 - (2) 利用者又は利用者の家族の代表者
 - (3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第28条 法人が第26条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第29条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第30条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第31条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第 7 章 資 産 及 び 会 計

(資産の区分)

第36条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
(別表1 土地・建物)
- 3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第44条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第37条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、大館市長の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、大館市長の承認は必要としない。

- 2 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 3 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書、については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第41条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる

（会計処理の基準）

第42条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第43条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

第 8 章 公益を目的とする事業

（種 別）

第44条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業
- (2) 介護予防支援事業
- (3) 地域包括支援センター運営事業の受託
- (4) 生活支援ハウス事業の受託経営
- (5) 大館市比内福祉保健総合センターの管理運営事業の受託経営
- (6) 訪問入浴介護事業
- (7) 移送サービス事業
- (8) 配食サービス事業

- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第45条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 9 章 解 散

(解 散)

第46条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 10 章 定款の変更

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大館市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大館市長に届け出なければならない。

第 11 章 公告の方法その他

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、社会福祉法人比内ふくし会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞、又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	富	澤	實
理事	明	石	悦郎
〃	格	和	トシ
〃	小	西	信雄
〃	佐	藤	清
〃	柴	田	レイ子
〃	菅	原	幸之進
〃	長	岐	周平
〃	長	田	喜一郎
〃	山	本	栄
監事	明	石	萬助
〃	高	松	弘行

2 この定款は、平成2年6月4日から施行する。

区 分	施行年月日	内 容
新規制定	平成2年6月4日	理事会決定（知事認可）
変 更	平成3年9月12日	〃
〃	平成3年12月6日	〃 デイサービス事業の設定、基本財産の設定 条文の字句の変更
〃	平成6年1月14日	理事会決定（知事認可） 在宅介護支援センターの設定 条文の改正・字句の変更
〃	平成7年3月31日	理事会決定（平成6年10月1日） 基本財産変更
〃	平成10年1月1日	理事会決定（平成9年12月15日） 第9・第17条
〃	平成10年4月1日	〃（平成10年3月23日） 第5条 理事会の書面出席 第9条 定期監査と報告義務 第17条 事業報告書等の公開・閲覧
〃	平成10年8月10日	理事会決定（平成10年8月7日） 第18条の2 会計処理の基準は経理規程による
〃	平成12年4月1日	理事会決定（平成12年1月4日） 介護保険法施行に伴う改正 新規事業、事業名称の変更
〃	平成13年10月27日	社会福祉法制定に伴う全面改正（理事会決定） 定款準則改正による全面改正 評議員・評議員会を新設

〃	平成14年12月20日	理事会決定（平成14年12月10日） 監事の選任・居宅介護支援事業等・建物別表1の変更
〃	平成15年6月10日	理事会決定（平成15年5月27日） 比内町福祉センターデイサービス・扇寿苑在宅介護支援センター・比内町在宅介護支援センターに名称変更
〃	平成16年7月1日	理事会決定（平成16年6月30日） 建物別表1にグループホームの新設
〃	平成17年5月24日	理事会決定（平成17年5月24日） 建物別表1に特別養護老人ホーム養護所増築、デイサービス養護所増築
〃	平成17年6月19日	理事会決定（平成17年7月5日） 比内町福祉センター在宅介護支援センターの廃止
〃	平成18年8月30日	理事会決定（平成18年8月24日） 老人介護支援センターの受託経営の廃止、法改正に基づく事業名の変更（障害福祉事業、グループホーム）、介護予防支援事業の追加等
〃	平成19年3月28日	理事会決定（平成19年3月28日） 基本財産（特別養護老人ホームから扇寿苑デイサービスセンターへの渡り廊下及び扇寿苑デイサービスセンター物置の増築分）の増加
〃	平成19年6月12日	理事会決定（平成19年5月24日） 定款準則改正に基づく条文整理（社会福祉事業名称の変更、公告方法として官報の追加）
〃	平成19年8月31日	理事会決定（平成19年8月31日） 基本財産（土地（扇寿苑職員駐車場敷地）の購入及び建物（グループホーム山王台と介護サービスセンター山王台（居宅介護支援事業所）の新築分）の増加
〃	平成22年4月1日	理事会決定（平成22年3月17日） 大館市比内福祉保健総合センターの指定管理者となる。収益事業の条文を整理。「生活支援ハウス運営事業の受託経営」を公益事業に変更
〃	平成23年4月1日	理事会決定（平成23年3月16日） 事務局長任免の理事会議決追加。基本財産（職員駐車場用地、グループホーム山王台増築分）の増加。大館市比内福祉保健総合センターの管理運営事業を収益から公益に変更

〃	平成23年12月1日	理事会決定（平成23年11月21日） 訪問入浴介護事業の追加
〃	平成24年11月1日	理事会決定（平成24年10月30日） 移送サービス事業の追加
〃	平成25年12月1日	理事会決定（平成25年11月7日） 所轄庁の変更
〃	平成26年3月20日	理事会決定（平成26年3月20日） 基本財産の増加（土地(特養はなみずき建設 用地))
〃	平成26年9月2日	理事会決定（平成26年9月2日） 基本財産の増加（建物(特養はなみずき)の 新築分）と事務所所在地の変更
〃	平成26年12月19日	理事会決定（平成26年12月19日） 別表1 土地・建物字句の訂正

3 改正社会福祉法に伴うこの定款変更は、平成29年4月1日から施行する。

区 分	施行年月日	内 容
変 更	平成29年4月1日	理事会決定（平成28年12月2日）
〃	平成29年4月1日	理事会決定（平成29年3月28日）事業の追加による変更 （老人デイサービスを通所介護に変更）
〃	平成29年7月1日	評議員会決定（平成29年6月28日）法改正による「業務執 行理事制」の導入により事務局長の職を 「施設長等」の中に位置付ける。
〃	平成30年4月1日	評議員会決定（平成30年3月12日）事業の追加 （小規模多機能型居宅介護事業、配食サービス 事業）
〃	平成30年7月1日	評議員会決定（平成30年6月28日）事業の記載内容変更
〃	令和2年4月1日	評議員会決定（令和2年3月27日） 基本財産の増加（建物(特養やまぼうし・グ ループホームやまぼうし新築分及び介護予防 拠点建物取得改築分）と事務所所在地の変更
〃	令和2年7月1日	評議員会決定（令和2年6月24日） 基本財産（土地）の増加・変更、基本財産 （建物）の取毀しによる減少

〃	令和2年7月28日	評議員会決定（令和2年7月21日） 基本財産（土地）の処分による減少 大館市長基本財産処分承認日（令和2年7月28日）
〃	令和3年4月1日	評議員会決定（令和3年3月25日） 第16条、第17条、第19条の変更（役員体制等）